

## プロポーザル方式（公募型）に係る手続開始の公示

次のとおり提案書の提出を招請します。

令和4年4月26日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
埼玉県立小児医療センター病院長 岡 明

### 記

#### 1 業務内容

##### (1) 件名及び数量

埼玉県立小児医療センター患者給食業務 一式

##### (2) 仕様等 「患者給食業務特記仕様書」及び「説明書」のとおり。

##### (3) 履行期間 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

ただし、契約締結日から令和4年9月30日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者負担とする。

##### (4) 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

##### (5) 事業者選定方法

埼玉県立小児医療センター患者給食業務事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し（事務局：小児医療センター事務局管財担当）、審査を行う。審査委員会は、書類及びヒアリング審査の内容について、審査委員全員の評価を参考に総合的な合議により交渉権者を選定する。

##### (6) 予定額

金485,194,444円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、これを超えた委託料見積書を提出した者は失格とする。また、本選定には最低価格が設定されており、これを下回った見積書を提出した者についても失格とする。

##### 【年度別委託料の上限】

令和4年度分 金 80,865,741円

令和5年度分 金161,731,481円

令和6年度分 金161,731,481円

令和7年度分 金 80,865,741円

##### (7) その他

翌年度において、予算の削除または減額があった場合、当該契約の締結を見合わせる

場合がある。

## 2 参加資格

- (1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付け、「給食業務」に登録されている者であること。
- (3) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 平成29年4月1日から公告日を含む期間までの間に病床数200床以上の病院において、患者給食業務を3年間以上継続して履行した実績があること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合する者であること。

## 3 提案書等の提出場所等

- (1) 本件に関する担当窓口

〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター

事務局管財担当 笠原

電話 048-601-2200（代表）

FAX 048-601-2201

e-mail sc.kanzai@saitama-pho.jp（代表）

- (2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

ア 電子的媒体の交付

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の本案件に関するホームページからダウンロードすること。

イ 紙媒体の交付

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 説明会の有無

有

(4) 提案書の受付期間

令和4年5月20日（金）から6月6日（月）午後5時まで（必着）

(5) ヒアリング予定日

令和4年6月16日（木）から6月21日（火）のうちのいずれか1日

※具体的な日時等については、参加者に別途通知する。

#### 4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請書類等を令和4年4月26日（火）から令和4年5月10日（火）午後5時までに上記3(1)の提出場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、第二交渉権者を内定者に繰り上げる。

(4) その他詳細は、「患者給食業務特記仕様書」及び「説明書」による。